

# 大分県報

令和五年  
七月十一日  
号外（八二）

（火曜日）

## 目次

### 規則

大分県産業科学技術センター及び大分県立竹工芸訓練センター機械器具貸付規則の一部を改正

### ○規則

大分県産業科学技術センター及び大分県立竹工芸訓練センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十一号

### 大分県産業科学技術センター及び大分県立竹工芸訓練センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則

大分県産業科学技術センター及び大分県立竹工芸訓練センター機械器具貸付規則（昭和三十一年大分県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 大分県産業科学技術センター機械器具貸付規則

第一条中「及び大分県立竹工芸訓練センター」を削り、「センター等」を「センター」に改める。

第二条中「センター等」を「センター」に改め、「又は大分県立竹工芸訓練センター所長」を削り、「センター長等」を「センター長」に改める。

第三条中「センター長等」を「センター長」に、「時」を「とき」に改める。

第四条中「センター長等」を「センター長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「センター等」を「センター」に改める。

令和五年七月十一日

大分県報号外（規則）

第五条中「センター長等」を「センター長」に改める。  
第六条中「あたつて」を「当たつて」に、「センター長等」を「センター長」に改め、同条第三号中「センター等」を「センター」に改める。  
第七条第一項中「センター長等」を「センター長」に改める。  
第八条第一項中「センター長等」を「センター長」に改め、同条第二項中「の毀損の場合」を「に規定する場合において」に、「又は」を「、又は」に改める。  
別表中「知事」を「センター長」に、「減額」を「減額し、」に改める。  
第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式（第2条関係）」に、「センター（所）長」を「大分県産業科学技術センター長」に、「上」を「くたゝる」に、「例文」を「上記について」に、

センター（所）長	次長	担当（総括）	課長	担当
----------	----	--------	----	----

を

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第3条関係）」に、「センター（所）長」を「大分県産業科学技術センター長」に改める。

#### 附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分県産業科学技術センター機械器具貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請される機械器具の貸付けから適用し、同日前に申請された機械器具の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県産業科学技術センター及び大分県立竹工芸訓練センター機械器具貸付規則（以下「旧規則」という。）の規定により貸し付けている機械器具については、なお従前の例による。

（旧規則に定める様式による用紙に関する経過措置）

4 旧規則第一号様式及び第二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。